

会員の皆様へ

回  
覧

令和8年2月26日  
赤塚番匠免町会  
会長



## 住宅用消火器設置のおすすめ

日頃からの町会事業へのご協力に感謝申し上げます。  
今回は会員の方からのお問い合わせに関連して、「住宅用消火器の設置」についてお知らせいたします。

先日、会員の方から「消火器の薬剤の詰め替え」についてお問い合わせがありました。町会の事業として薬剤の詰め替えを実施していた時期はありましたが、薬剤の入れ替えが必要な消火器の使用期限が過ぎたことや、詰め替えを必要としない、より便利な消火器を各家庭ごとに状況に合わせて選べるようになったことなどの理由で現在ではその事業は実施されておられません。悪しからずご了承いただけますようお願いいたします。

つきましては、住宅用消火器について皆様の参考になりそうな事柄をまとめてみましたので、これらをもとに、万一の事態に備えていただければと存じます。この機会にどの家庭にも住宅用消火器が設置されますようお願いしております。

- ①一般の住宅については、**法令による消火器設置の義務はありません**。しかし、火災発生時の初期消火に非常に有効であるため、設置が推奨されています。
- ②住宅用消火器は、一般家庭での使用を想定しており**軽量で操作が簡単**です。**スプレー式やホースがないタイプ**もあり、女性や高齢者でも**扱いやすく火元を狙いやすい**です。
- ③薬剤の詰め替えや内部点検は不要ですが、**使用期限はおおむね5年**です。使用期限が過ぎたものは新しいものと交換してください。腐食、キズ、変形などがみられる消火器は、たとえ使用期限に達していなくても直ちに交換してください。
- ④誰もが**見やすく、すぐに使える場所**に設置しましょう。腐食しやすい場所や湿気の多い場所、雨風にさらされる場所は避けてください。
- ⑥消火器はホームセンターやインターネット、防災用品店などで購入できます。
- ⑦**消防職員がお宅に訪問して消火器を点検したり販売したりすることはありません**。「〇〇消防署から来ました。」「使用期限が過ぎていたので、すぐに交換が必要です。」などの言葉で高額請求する事例が多く発生しています。必要のない箇所や法外な価格で契約させられる恐れもありますので、強引に勧められても「消防署に尋ねる」「家族と相談する」などと**断り、その場で契約しないようにしましょう**。
- ⑧**消火器は一般のゴミとして廃棄することはできません**。また**消防署や板橋区でも回収を行っていません**。廃棄については東京都消防設備共同組合第11支部事務所(電話 03-3966-2696)に直接ご相談ください。

この冬は特に雨が少なく乾燥が進んだこともあり、全国各地から毎日のように火災と火災によって人命が損なわれる事例が届いております。「たばこの火は確実に消す」「使用中のコンロから離れない」「コンセントのほこりやたこ足配線など電気機器の取り扱いを見直す」「ストーブの周りに燃えやすいものを置かない」など日ごろからできる取り組みで防火に務めていただけますよう、あらためてお願い申し上げます。

右のQRコードから東京消防庁の住宅用消火器に関するページを開くことができます。

参考にいただければ幸いです。

